

兵庫県「健康体操」普及促進事業 実施要綱

1 事業目的

健康づくりのための運動習慣の定着と、ロコモティブシンドローム予防対策の取組を促進するため、各市町・団体等で取り組んでいる体操等（以下、「健康体操」という。）の取組状況を集約・発信し、県民がいつでもどこでも気軽に健康体操に取り組めるような気運の醸成と、実践に向けた普及啓発を行う。

2 実施主体

兵庫県、公益財団法人兵庫県健康財団

3 体操グループ

県内市町、あるいは県内に所在する下記(1)～(4)の条件を満たす団体等

- (1) 医療法、薬事法、健康増進法等の関係法令に違反する行為を行っていないこと
- (2) 特定の政治活動や宗教活動を行っていないこと
- (3) 暴力団排除条例第7条に規定する「暴力団及び暴力団員並びに公安委員会規則で定めるこれらと密接な関係を有する者」に該当しないこと
- (4) その他、県が不相当とみなした団体等でないこと

4 健康体操

体操グループが独自に作成した体操、あるいは各地域の特性を活かした方法で推進を図る既存の体操等のうち、県民の健康増進を主たる目的として作成・普及されているものを、当事業の集約対象とする。

ただし、下記(1)～(7)に該当するものは、集約対象外とする。

- (1) 著作権等第三者の権利を侵害するもの
- (2) 第三者を誹謗中傷する表現、差別的な表現、その他公序良俗に反する表現を含むと県が判断したもの
- (3) 体操による医学的効果(体操の実施による疾病の治癒等)を謳うもの
- (4) 体操の実施に際し、営利目的での受講料徴収を伴うもの
- (5) 企業等の宣伝または政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図すると県が判断したもの
- (6) 住所等の個人情報が含まれるもの
- (7) その他、県が不相当とみなしたもの

5 事業内容

(1) 体操グループの活動状況の集約

実践状況調査を行い、市町や公民館事業等の教室や、地域団体、フィットネスクラブ等の事業として実施されている兵庫県内の健康体操をとりまとめる。

(2)健康体操の集約・発信

(1)で集約した活動状況について、下記ア～ウの方法により県民へ発信する。

ア ホームページの作成（健康づくりポータルサイト内）

イ 事例集の作成・配布

ウ 健康体操普及促進学習会の開催 等

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成 26 年 5 月 26 日から施行する。